

第3章 バーゼル III 下の邦銀—規制の在り方について

佐々木 百合

バーゼルIII下の邦銀—規制の在り方について
バーゼル規制は改良されつつも複雑化が進む。本来の目的である「金融の安定性向上」とは異なる影響が懸念される。（バーゼルIIIの資本フロア規制・レバレッジ比率規制）

背景	リスク評価のばらつき問題	本来の目的である「金融の安定性向上」とは異なる影響
バーゼル規制は改良されつつも複雑化が進む。 バーゼル規制の導入 システミックリスクの顕在化による国際的な規制の必要性が高まる。 バーゼルI：分母のリスクウェイトの問題・貸し渋り バーゼルII：リスクウェイトの改善のために内部モデル手法導入 バーゼルIII：比率改善、流動性規制や金利規制、レバレッジ比率規制などの導入	バーゼルIIで導入された内部モデルによるリスク評価が国や銀行によってばらつきがあることが問題に。 RCAP：バーゼル委員会による詳しいリスク評価によって、様々な変数をコントロールしたもとでも、銀行によってリスクウェイトに違いがでることが判明 資本フロア規制とレバレッジ比率規制が導入される。	資本フロア規制とレバレッジ比率規制は、本来リスクウェイトのばらつきがあることを前提に、リスクウェイトの差に関係なく大きく資本比率をある範囲内におさめるもの。 リスクウェイトの差異を調査した段階では精緻な比較がなされたものの、資本フロア規制とレバレッジ比率規制は結果として出てくる資本比率に対する規制となっているため、リスクの低い優良なところへの貸出が多い銀行も達成が難しくなるという問題がある。日本のいくつかの銀行はこれに該当する可能性がある。

このような問題にどのように対応すべきか。（規制ありきであわせるべきか、国内裁量で解決すべきか、国際規制そのものを変えるべきか。）日本の銀行に本来の目的とは異なる制約を与えないようにするべきではないか

【エグゼクティブサマリー】

国際的な銀行規制であるバーゼル規制は、銀行の健全性を確保し、金融システムの安定を維持することを目的として発展してきた。バーゼル II では内部格付手法（IRB）が導入され、銀行が推計するデフォルト確率（PD）やデフォルト時損失率（LGD）などのリスクパラメータを用いることで、よりリスク感応的な自己資本規制が構築された。しかし 2007～2009 年の世界金融危機を契機に、銀行規制をさらに強化する必要性が認識され、バーゼル III が策定された。

バーゼル II の下では、内部モデルによって算出されるリスク加重資産（RWA）のばらつきが銀行間で大きいことが問題視されるようになった。この問題を検証するため、バーゼル委員会は RCAP（Regulatory Consistency Assessment Programme）を実施し、仮想ポートフォリオ分析などを用いてリスクウェイトの差異を分析した。その結果、内部モデルによるリスクウェイトの違いが、自己資本比率の比較可能性に影響を与える可能性があることが示された。

こうした問題への対応として導入されたのが、資本フロア規制およびレバレッジ比率規制である。資本フロア規制は、内部モデルによる RWA が標準的手法による RWA の 72.5% を下回らないようにするものであり、レバレッジ比率規制はリスクウェイトを用いず総エクスポージャーに対する自己資本の最低比率を求めるものである。しかしこれらの規制は、RCAP で行われたような詳細なリスク分析を直接反映するものではなく、一律の制約として機能するという問題がある。そのため、実際にはリスクが低い資産を多く保有する銀行であっても、規制に抵触する可能性が生じる。

日本の銀行は、欧米と比較して銀行貸出への依存度が高く、特にメガバンクでは信用力の

高い大企業向け貸出の比率が高い。また担保や保証の利用、長期的な取引関係などにより信用リスクが低く、内部モデルによるリスクウェイトが低く算出されやすい。IMFの金融セクター評価プログラム（FSAP, 2024）でも、日本の銀行は相対的に信用力の高い借手者を多く抱えているため、信用リスクパラメータの悪化が資本に与える影響が比較的小さいことが示されている。

実際のデータを見ると、3メガバンクでは内部モデルによるRWAが標準的手法によるRWAの約6割程度にとどまっている。資本フロー規制は段階的に導入され、2027年には72.5%が適用される予定であるため、今後銀行はポートフォリオ調整や資本政策の変更を迫られる可能性がある。またレバレッジ比率についても、日銀当座預金の扱いなどによって大きく変動し得るため、金融政策の変化が銀行の規制比率に影響を与える可能性がある。

以上の分析から、日本の銀行が資本フロー規制やレバレッジ比率規制の影響を受けやすい背景は、必ずしもリスク評価の甘さではなく、貸出ポートフォリオの特性に起因する可能性が高いことが示唆される。内部モデルによる精緻なリスク評価が行われているにもかかわらず、それが規制上十分に反映されない場合、銀行がリスク管理を高度化するインセンティブが弱まるおそれがある。したがって、金融システムの安定という本来の目的を踏まえつつ、規制の設計や運用について再検討する余地があると考えられる。

I. はじめに

国際的な銀行規制であるバーゼル規制は、銀行の健全性を確保し、グローバルな金融システムの安定性を維持することを目的として発展してきた。とりわけバーゼル II 以降は、内部モデルを用いたリスク感応的な規制が導入され、銀行が保有するリスクをより精緻に測定し、その結果を自己資本規制に反映させる枠組みが構築されてきた。しかし、リーマンショック（世界金融危機）を契機として、さらにバーゼル規制を強化する必要性があることが指摘されるようになった。

バーゼル規制を強化する議論のなかで、バーゼル II から採用されている内部モデルによるリスク加重資産（RWA）のばらつきが注目され、ばらつきの度合いを測って比較することが望まれた。そのため、バーゼル委員会では、RCAP（Regulatory Consistency Assessment Programme）と呼ばれる分析を行った。RCAP では、仮想ポートフォリオ分析などを通じて、様々な条件をコントロールしたもとの、各国のリスクウェイトに差異があることが示された。このため、一定以上の差異が生じないような策が求められた。

それを受けて導入されたのが、資本フロア規制およびレバレッジ比率規制である。しかし、資本フロア規制は単純に内部モデルと標準モデルに差があれば規制するというものであり、レバレッジ比率規制も、全資産に占める自己資本の比率を既定するものであり、RCAP のときのように様々な条件をコントロールしたうえでのリスクウェイトの違いを是正するものではない。そのため、例えばリスク評価が厳しくリスクウェイトを高め設定している銀行であっても、リスクの低い安全資産が占める比率が高いとこれらの規制に抵触してしまう可能性がある。これは規制の本来の目的である「金融システムの安定」ではなく、むしろリスクの低い先に貸し出すほど規制に抵触してしまうという歪んだ効果が生み出されている可能性を示唆している。本論文は、この点に着目し、如何に異なる影響が出るのかを明らかにし、規制の在り方について考察することを目的としている。

本論文の構成は以下のとおりである。第Ⅱ節では、バーゼル I からバーゼル II への規制の変化を整理し、内部モデル導入の背景を確認する。第Ⅲ節では、バーゼル III の誕生と RWA ばらつき問題、RCAP の目的と分析結果を概観する。第Ⅳ節では、RCAP の帰結として導入された資本フロア規制およびレバレッジ比率規制の位置づけと問題点を検討する。第Ⅴ節では、日本の銀行のポートフォリオ特性と内部モデルの実態を国際比較の観点から整理する。第Ⅵ節で結論を述べる。

II. バーゼル規制の変化 — バーゼル I からバーゼル II へ

1. バーゼル I：単純なリスクウェイトとその限界

国際的な銀行規制として最初に合意されたバーゼル I は、1988 年にバーゼル銀行監督委員会によって策定された。バーゼル I では、銀行の信用リスクに対して自己資本比率 8% を維持することが求められ、その分母となるリスク加重資産（Risk-Weighted Assets, RWA）は、資産区分ごとに定められた単純なリスクウェイトを用いて算出された。企業向け貸出については、借り手の信用力にかかわらず一律 100% のリスクウェイトが適用され

るなど、極めて簡素な設計が特徴であった。

この単純さは、規制の透明性や国際的な実施の容易さという点では利点を有していたものの、信用力の異なる借手を区別できないという根本的な問題を内包していた。優良企業向け貸出と信用力の低い企業向け貸出が同一のリスクウェイトで扱われるため、銀行にとっては相対的にリスクの高い貸出を選好するインセンティブが生じ得る。さらに、日本の場合は当時は不良債権が問題となっていたため、不良債権を持つ企業への貸出を継続することで、それらの企業の破綻を防ぐといったインセンティブもあったと考えられる。また、自己資本比率の維持が求められる局面では、リスクの低い優良な貸出が抑制される可能性も指摘された。こうした点から、バーゼル I はリスク感応性に乏しく、銀行行動を歪めるおそれがあるとの批判が次第に強まっていった。

2. バーゼル II : 内部モデル導入とリスク感応性の向上

バーゼル I の限界を克服するために導入されたのが、2004 年に公表されたバーゼル II である。バーゼル II の最大の特徴は、信用リスクの計測において内部格付手法

(Internal Ratings-Based approach, IRB) を導入した点にある。IRB の下では、銀行は自ら推計したデフォルト確率 (PD) やデフォルト時損失率 (LGD) などのリスクパラメータを用いて RWA を算出することが可能となり、規制は大幅にリスク感応的なものとなった。この制度設計は、銀行が保有する与信データやリスク管理能力を活用し、実態に即したリスク評価を行うことを意図したものであった。リスクの低い資産については RWA が低く算出され、高リスク資産についてはより多くの自己資本を求めるという点で、バーゼル II はバーゼル I に比べて理論的に整合的な枠組みを提供したと評価できる。

しかし同時に、内部モデルの導入は規制の複雑化をもたらし、銀行間で算出される RWA や自己資本比率の比較可能性を低下させるという新たな課題を生んだ。モデルの仕様やパラメータ推計方法、監督当局の裁量の違いによって、類似した資産であっても銀行ごとに異なる RWA が算出される可能性がある。この点は、後にバーゼル III および RCAP において中心的な論点となる。

III. バーゼル III の誕生と RCAP

1. バーゼル III の誕生

2007年から2009年にかけての世界金融危機、いわゆるリーマンショックが発生し、世界的に金融システムを中心とする混乱が発生した。当時バーゼル II を適用済みだった日本の銀行は、未適用だったときに比べればリスクを減らすことができていたが、それでも流動性リスクなど、バーゼル II でカバーしていない問題も発生した。アメリカの銀行はバーゼル II を未適用だったので、さらに大きな影響があったといえる。オバマ大統領は先進国を代表するように、バーゼル規制の強化を約束し、混乱を抑えようとした。そして金融サミットでもバーゼル規制の強化が議論され、バーゼル III がつくられることになった¹。

バーゼル III では、自己資本の質・量の引き上げに加え、リスクベース規制を補完するさまざまな新規制が導入された。図 1 にはバーゼル III の全体像が描かれている。これを見ると、自己資本比率規制を中心に、流動性規制やレバレッジ比率規制などが追加されていることがわかる。同時に、カウンターシクリカルバッファのようなバッファもいくつか設定された。

2. RWA のばらつき問題と RCAP

バーゼル II 以降、国際的に活動する銀行の間で、RWA や自己資本比率に大きな差が存在することが広く観察されるようになった。類似した業態や規模を有する銀行であっても、平均リスクウェイトが大きく異なるケースが見られ、こうした差異が実際のリスク構成を反映したものなのか、それとも内部モデルの運用や監督実務の違いに起因するものなのかが問題とされた。

このばらつきは、自己資本比率の国際比較可能性を損ない、市場規律や規制の信認を低下させるおそれがある。とりわけ、内部モデルによって RWA が過度に低く算出されているのではないかとの疑念が、一部の銀行に対して向けられるようになった。こうした問題意識の下で実施されたのが、Regulatory Consistency Assessment Programme (RCAP) である。RCAP の目的は、各国・各銀行においてバーゼル規制がどの程度一貫して適用されているかを検証し、RWA のばらつきの要因を体系的に明らかにする点にあった。

とりわけ BCBS (2013) 「Regulatory consistency assessment programme (RCAP) - Analysis of risk-weighted assets for credit risk in the banking book」では、リスクウェイトのばらつきについて主要国の約 30 行のデータをサンプルとして分析を行っている。図 2 に示されているグラフは、Hypothetical Portfolio Exercise (HPE) で観察されたリスクウェイトの銀行間ばらつきが、自己資本比率にどの程度の差を生じさせ得るかを示すために作成された図である。本図は、各銀行の内部モデルに基づくリスクウェイトを、サンプル銀行全体の中央値（ベンチマーク）リスクウェイトに置き換えた場合に、自

¹ 兼ねてよりバーゼル II の強化案はあったが、バーゼル III 制作の直接的きっかけは BCBS のウェブサイトにも明記されているように世界金融危機といえる。

<https://www.bis.org/bcbs/basel3.htm>

己資本比率がどのように変化するかを試算したものである。

計算では、HPE で観察されたソブリン向け、銀行向け、企業向けの仮想ポートフォリオにおける各銀行のリスクウェイトの乖離が、それぞれの銀行の実際の実際のソブリン向け、銀行向け、企業向けポートフォリオ全体にも代表的に当てはまると仮定する。そのうえで、各銀行について、中央値リスクウェイトを適用した場合のリスク加重資産（RWA）を近似的に算出する。ここでは、HPE で得られた平均的なリスクウェイトの乖離を用いて、当該3資産クラスのRWAを調整する。なお、ソブリン向け・銀行向け・企業向け以外のRWAや資本額については、一切の調整を行わない。また、エクスポージャーがゼロでない部分のみを対象としている。次に、各銀行が当初RWAの10%に相当する自己資本を保有していると仮定し、資本の絶対額を固定したまま、調整後RWAに基づいて自己資本比率を再計算する。Chart1は、この再計算後の自己資本比率が当初の10%からどの程度変化するかを、パーセンテージポイントの差として示している。各バーは1銀行を表しており、中央値リスクウェイトを適用した結果、RWAが増加すれば自己資本比率は低下し、RWAが減少すれば自己資本比率は上昇する。

本図が示すのは、内部モデルによるリスクウェイトのばらつきが、同一の初期自己資本比率を前提としても、見かけ上の自己資本比率に一定の差を生じさせ得るという点である。すなわち、平均的に低いPDやLGDを用いている銀行は、中央値ベンチマークを適用すると自己資本比率が低下し、反対に平均的に高いリスクウェイトを用いている銀行は、自己資本比率が上昇する。この分析は、リスクウェイトのばらつきが資本比率の比較可能性に与える潜在的影響を可視化することを目的としている。ただし、HPEで観察された乖離が実際のポートフォリオ全体に代表的であるという仮定に依拠している点には留意が必要である。これらの分析は、リスクウェイトの乖離がソブリン、銀行、企業ポートフォリオにのみ適用されるなど、限定的なものではあるが、銀行によって内部モデルによるRWが大きく異なることを端的に示しているものである。

IV. 資本フロア規制とレバレッジ比率規制

RCAPの結果を踏まえ、過度に低いRWAが算出される可能性に対する制度的な歯止めを設けることが必要であると考えられた。そしてRWAのばらつきが大きくなりすぎないために新たな規制として資本フロア規制とレバレッジ比率規制が導入されることになった。本来は同じリスクの資産に対するRWAのばらつきをある範囲に抑えることが目的だが、現実的にはリスク評価はそれぞれの銀行で多岐にわたるので、ひとつひとつについてばらつきの度合いを決めることは難しい。そこで、資本フロア規制やレバレッジ比率規制といった、内部モデルによる精緻なリスク評価とは異なり、結果として算出される比率に直接的な制約を課す規制が導入されることになった。

1. 資本フロア規制とレバレッジ比率規制

資本フロア規制は、バーゼルIII最終化の過程において導入された規制であり、内部モデルを用いて算出されたリスク加重資産（RWA）が、標準的手法によって算出されたRWA

の一定割合を下回らないようにすることを求めるものである。最終的には、内部モデルによる RWA が標準的手法による RWA の 72.5%以上であることが求められ、段階的な移行措置を経て適用されることとなった。

レバレッジ比率は、リスクウェイトを用いず、総エクスポージャーに対する自己資本の比率を一定水準以上に維持することを求めるものであり、内部モデルや標準的手法によるリスク評価とは独立した制約として位置づけられている。

2. 資本フロア規制とレバレッジ比率規制の問題点

資本フロア規制とレバレッジ比率規制はいずれも、RCAP によって明らかにされた RWA ばらつき問題への対応として導入されたものであるが、両規制には共通する構造的な問題が存在する。それは、RCAP においてはリスクを精緻に検証したにもかかわらず、その結果として導入された規制が、必ずしも個々のリスクの違いを精査しない形で作用している点である。

RCAP では、仮想ポートフォリオ分析や詳細なパラメータ比較を通じて、リスクベース要因と実務ベース要因を切り分け、低いリスクウェイトが必ずしも甘い評価を意味しないことが示された。しかし、資本フロア規制やレバレッジ比率規制は、こうしたリスク評価の結果を直接反映するものではなく、算出された資本比率に対して一律の下限や制約を課す仕組みとなっている。

その結果、リスクの低い資産を多く保有し、内部モデルによって合理的に低い RWA が算出されている銀行であっても、これらの規制に抵触する可能性がある。この点は、規制の目的である金融の安定性向上と必ずしも整合的ではなく、規制設計そのものが新たな歪みを生む可能性を示唆している。

V. 日本の銀行への資本フロア規制とレバレッジ比率規制の影響

1. 日本の銀行の貸出ポートフォリオの特徴

日本の資金調達率は、特に米国に比べると銀行の比率が相対的に高い。メガバンクは安全でリスクウェイトの低い優良大企業への貸出の比率が高くなっている。また、担保や保証の活用によってデフォルト時損失率が抑制されている点、長期的な取引関係を通じた慎重な与信管理が行われている点などからも、内部モデルによるリスクウェイトの低い貸出が多く、リスク加重資産が小さくなりがちであると考えられる。

日本の銀行が用いている内部格付手法については、IMF による金融セクター評価プログラム (FSAP, 2024) において国際比較の観点から分析が行われている。同報告書の図 2-7 では、気候移行リスクを想定したストレステストの一環として、銀行の信用リスクに関わる主要パラメータである PD、LGD、およびクレジットスプレッドを段階的に変化させ、その影響を分析している。具体的には、これらのパラメータについて分布の中央値、75 パーセンタイル、90 パーセンタイルに相当するショックを適用し、銀行の自己資本比率に与える影響を比較している。その結果、ショックの強度が高まるにつれて銀行間の影響のばらつきは拡大するものの、日本の国際業務を行う銀行については、全体として資本への影響

が相対的に限定的であることが示されている。FSAP は、この結果の背景として、国際業務行が相対的に信用力の高い借手手多くを抱えていることを挙げており、信用リスクパラメータの悪化が資本に与える影響が抑制されていると解釈している。つまり、日本の銀行が相対的に信用力が高く、リスクウェイトの低い資産を多くもっていることを裏付けているといえる。

資本フロア規制に抵触しやすくなる要因としては、標準的手法改訂も可能性がある。バーゼル III 最終化に伴い改定された感応的標準的手法では、外部格付や資産区分に基づくリスクウェイトが見直された。例えば、外部格付を有しない企業に対しては一律のリスクウェイトが適用されるため、実際には信用力の高い企業であっても、形式的に無格付であるという理由だけで相対的に大きい RWA が適用される。また、株式や不動産、商業用不動産 (CRE) に対するリスクウェイトは、標準的手法において特に保守的に設定されている。日本の銀行は株式の保有があるため、標準的手法によるリスク加重資産の額はその分大きくなる。標準的手法によるリスク加重資産の 72.5% が資本フロアなので、資本フロアに抵触する可能性が増すと考えられる。

2. データによる確認

では実際の値はどうなっているだろうか。表 1 は 2025 年 3 月末時点の 3 メガバンクの内部モデル手法 (IRB) により算出されたリスク加重資産 (RWA)、標準的手法によるリスク加重資産 (RWA) の額と、内部モデル手法によるリスク加重資産が標準的手法によるリスク資産の何割になるかを示した値である。表 1 に示されるとおり、わが国の 3 メガバンクにおいては、内部モデル手法 (IRB) により算出された RWA が、標準的手法による RWA を大きく下回っている。例えば、MUFG、三井住友、みずほのいずれも、内部モデルによる RWA は標準的手法の約 6 割台にとどまっている。資本フロア規制は、内部モデルによる RWA が標準的手法の 72.5% を下回らないことを求めるものであり、2025 年時点では経過措置として 65% が適用されるため現状では概ね基準を満たしているが、2027 年に 72.5% へ完全移行するので、それに合わせて調整をするか、または、調整できない場合は標準モデルの RWA の 72.5% に当たる金額が RWA として採用される。

内部モデル RWA と標準モデル RWA を調整するときには、その差が大きい資産を減らし、差が小さい資産を増やすことになる。このような調整は必ずしもリスクを抑えることとは関係なく、この規制の本来の目的である「金融システムの安定」とは異なるものである。一方、このような調整をせず、資本フロア規制に抵触すれば、内部モデルで実現できるはずだった自己資本比率よりも低めに出てしまうことになり、これも規制本来の目的とは関係がない。

レバレッジ比率についても同様に 2025 年 3 月の 3 メガバンクの値を示しているのが表 2 である。表 2 をみると、3 行ともに G-Sibs バッファを含んだレバレッジ比率規制を満たしている。現在のレバレッジ比率は、コロナ期に日銀当座預金残高を分母が除いてよいことになり、かなり上昇した。しかし、日銀当座預金残高を含めると、規制比率にかなり近い値となっている。今後、日銀が QT つまり量的引き締めを行っていく場合、銀行がその国債を買い取れば、国債が増えて日銀当座預金は減少する。すると、レバレッジ比率は

低下していく。QT をすすめるにあたり、レバレッジ比率が低下するのは規制の目的とは関係ないが、この影響で資本や資産を見直す必要が出てくるかもしれない。

VI. 結論

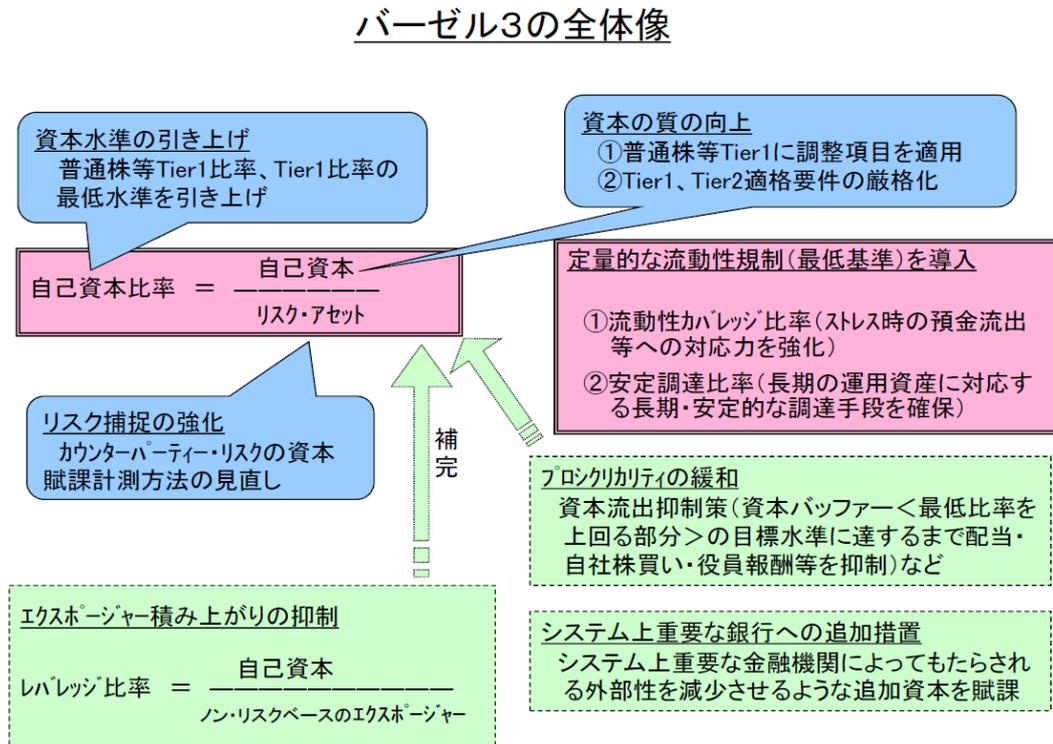
本論文の分析から明らかになったのは、日本の銀行が資本フロア規制やレバレッジ比率規制の下で相対的に拘束を受けやすい状況に置かれている背景が、必ずしも銀行のリスク評価の甘さや過度なリスクテイクに起因するものではないという点である。RCAP では、内部モデルに基づくリスク評価が精緻に検証されたにもかかわらず、資本フロア規制およびレバレッジ比率規制は、個別のリスク評価の結果を直接反映しない形で作用している。この点に、現行規制の構造的な問題が存在すると考えられる。

このように、規制が本来の目的とは異なる形で効いてしまうと、それを回避するために予定外のポートフォリオ調整を行うことになる。あるいは、銀行が内部モデルによるリスク評価の高度化に投資するインセンティブが低下するおそれもある。精緻なリスク管理を行っても、その成果が資本規制上十分に反映されないのであれば、内部モデルを用いる意義自体が損なわれかねない。資本フロア規制とレバレッジ比率規制は、本来の「金融システムの安定」という目的のもとに、内部モデルの行き過ぎたばらつきに対するバックストップとして導入されたものだが、そのねらいとは異なる形で影響を与える可能性は排除する方が望ましいのではないだろうか。

以上を踏まえると、日本の銀行が今後国際競争力をつけていくうえで、国際規制をきちんと守る姿勢を貫くことだけではなく、日本の銀行の実情に合う形で規制そのものの変更を交渉したり、国内向けに裁量的なルールを適用するといった対応を積極的に行うことが求められる。資本フロア規制やレバレッジ比率規制は、国際的な比較可能性や最低限の健全性確保という観点から重要な役割を果たしているが、その適用が国内金融システムに与える影響については、引き続き検証し、国際競争力をつけるうえで日本の銀行にマイナスの影響がでないよう確認し、必要に応じて変更するように交渉したり、国内的な対応をすることが重要となってくるだろう。

また、これらの問題は、日本の銀行が他国の銀行と比べて安全資産で運用している比率が高いことから生じているととらえることもできる。銀行を健全にするためにはたしかに安全なところに多く貸し出す方がいいが、一方で、安全な資産が多いということはその収益性は低くなっている可能性が高い。今後日本の銀行が国際競争力をつけるためには、より高い収益性をつけていくことが望まれる。

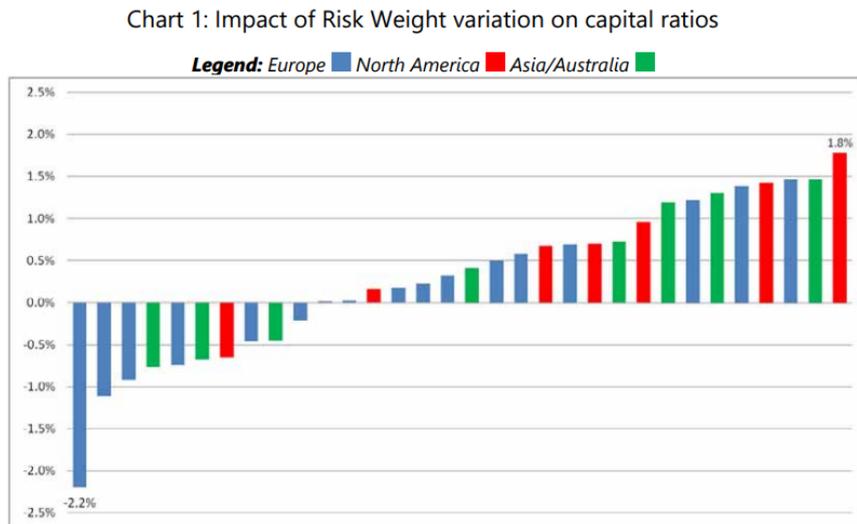
図1 バゼル III の概要



(出所) 金融庁「バーゼル3 (国際合意) の概要」

https://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/basel3.pdf

図2 リスクウェイトのばらつき



Change from 10% capital ratio if individual bank risk weights from the HPE are adjusted to the median from the sample. Each bar represents one bank. The chart is based on the assumption that variations observed at each bank for the hypothetical portfolios are representative for the entire sovereign, bank, and corporate portfolios of the bank and are adjusted accordingly. No other adjustments are made to RWA or capital.

(出所) BCBS (2013)

表1 内部モデル利用と標準的手法（フロア掛け目前）のリスクアセットの比較

単位千億円	内部モデル利用 (A)	標準的手法（フロア掛目前）(B)	(A)/(B)
MUFG	107	164	65.2
三井住友	93	150	62
みずほ	72	113	63.7

(出所) 各銀行公表資料から著者作成

表2 3メガバンクの持ち株レバレッジ比率（2025年3月、%）

	日本銀行に対する預け金を算入しない場合	算入する場合	参考：G-Sibsに求められるバッファを含む必要比率
MUFG	5.32	4.15	3.95
三井住友	5.09	4.13	3.7
みずほ	4.81	3.87	3.7

(出所) 各銀行公表資料から著者作成

参考文献

Basel Committee on Banking Supervision (2013) Regulatory consistency assessment programme (RCAP) –Analysis of risk-weighted assets for credit risk in the banking book July 2013.(2013 version)

Basel Committee on Banking Supervision (2016) Reducing the Variability in Risk-Weighted Assets: Constraints on the Use of Internal Model Approaches. Bank for International Settlements, Basel.

International Monetary Fund (2024) Japan: Financial Sector Assessment Program—Technical Note on Systemic Risk Analysis and Stress Testing, IMF Country Report No. 24/111, Washington, D.C.

Ito, Takatoshi and Yuri N. Sasaki (2002) Impacts of the Basle Capital Standard on Japanese Banks' Behavior, Journal of the Japanese and International Economies, Vol.16, Issue 3 • PP.372-397.

Yuri Sasaki (2014) The disclosure of non-performing loan prevented banks' evergreening policy? : Lessons from Japanese banks' experiences, Keizai Kenkyu, No.147, The society of Economics, Meiji Gakuin University.

金本悠希(2022)「バーゼルⅢの最終合意の告示 信用リスク・アセットの算出手法の見直し(確定版)」大和総研 2022年7月4日

佐々木百合(2010)「バーゼルⅢにみる3つの問題点」金融ジャーナル 2010年12月号